

第4日（3月5日）

1 村田正春 議員（質問方式 一問一答）

答弁を求める者 市長、教育長

1 「焼津市教育大綱」について

「教育大綱」については、地方公共団体の長が当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めなければならないとされている。

現在の第2期焼津市教育大綱は令和3年から令和7年度までの5年間として進められていて、現在は令和8年度から始まる「第3期焼津市教育大綱」の策定も並行して進められていると承知している。

そこで最終年を迎えている第2期焼津市教育大綱ですが、この基本方針の1つである学校教育の充実について、教育委員会としてのこれまでの成果などについて伺う。

(1) 第2期焼津市教育大綱のうち、学校教育の充実について

- ア 第2期焼津市教育大綱（基本理念等）の学校への浸透状況を伺う
- イ 第2期焼津市教育大綱（基本理念等）の子供や保護者への浸透状況を伺う
- ウ これまでの学校の教育活動等から見える成果を伺う
- エ これまでの子どもの姿から見える成果を伺う

(2) 今後の焼津市の学校教育について

第2期焼津市教育大綱の5年間の終わりを迎えるにあたり、今後の学校教育の考えを伺う

2 焼津みなとマラソンについて

「10人中3人に『カツオ』が当たる！」をキャッチフレーズに港町の春を駆ける「焼津みなとマラソン」は、市民ランナーにとっても人気である。

第4回からは大学対抗ペアマラソンを併催するなど、大会の魅力アップにも努めている。昨年の40回記念大会では、ハーフマラソンの各部門優勝者が、2025年9月に開催された「モンゴル国際草原マラソン」へペアで招待された。第41回の今回は、市制75周年記念として、関東インカレのハーフマラソンも共同開催されると聞く。

そこで、焼津みなとマラソンについて以下に質問する。

(1) 市民ランナーにとっての焼津みなとマラソンについて

- ア 第41回大会の参加者数とその内訳について伺う
- イ 「カツオが当たる！」以外に人気の理由は何か

(2) 併催の大学対抗ペアマラソンについて

- ア 大学対抗ペアマラソン併催の経緯について伺う
- イ 大学対抗ペアマラソン併催の効果について伺う

(3) 市制75周年記念としての関東インカレのハーフマラソン共同開催について

- ア 関東インカレのハーフマラソン共同開催の経緯について伺う
- イ 関東インカレのハーフマラソン共同開催に期待するところは何か

(4) これからの焼津みなとマラソンについて

2 杉田源太郎 議員（質問方式 一問一答）

答弁を求める者 市長

1 地域の活性化と環境・安全、住民の声の尊重を「まちづくり」の原点に

(1) 大井川焼津藤枝SIC周辺の「地域未来投資促進法」に基づく民間企業開発事業について

1月24日住民のみなさんの要望で上新田地区の開発に関連して、市の説明会が行われた。地域から事前に出された質問項目が資料として配布された。それにも関わらず正面から向き合った説明会になっていないと参加者から厳しい意見が相次いだ。住民からの質問や要求に市は正面から向き合っていない。

2月7日には開発事業者d-ネクストによる事業の概要説明と進出予定事業1社の事業説明があり質疑応答がされた。この1回の説明会を踏まえて質問する。

ア 市の説明会では住民との質疑応答（会議録）が書面で住民に（自治会に）届けられることが約束された。すでに届けられているか

イ 地域住民からの質問に対し正面から向き合った再度の説明会を行う予定はあるか

ウ 2月7日d-ネクスト社事業者の説明の中で開発地周辺5地点の交通量調査（昨年12月の日曜日、火曜日の2日間6:00～20:00）が示された。市にも資料は届けられていると思う。渋滞はないとの説明だった。それで間違えはないか

エ 「地域未来投資促進法」の制度における地域経済牽引事業の促進に際して、地域住民の了解は必要か

オ 「今後の予定」として工程表が示された。昨年末に「農業振興地域除外申請」は申請され5月頃に許可とある。地域経済牽引事業計画は承認されたのか

カ 「住宅もあり学校もあることは承知している。そういったことに配慮して開発が行われるよう市として指導していきたい」との回答があった。近くの住宅、大井川西小学校、西幼稚園の目の前に企業が立地することは教育環境・住民生活環境の観点からどのような指導をするのか

(2) 上泉・相川地区まちづくりについて

ア 計画地域住民、準備組合役員数人に確認してきたが、6つの機能のうち「農地」が削除された土地利用構想は準備組合役員全員の合意は得られていない。

委託業者が市の意向を受けて作成したものということでもいいか

イ 昨年10月に行われた勉強会の資料には、市街化調整区域では目指すまちづくりが実施できない、とあることから、このまちづくりでは市街化調整区域から市街化区域への編入が絶対条件であると考えられる。その通りでいいかの質問に答弁はなかった。再度答弁を求める

ウ 「勉強会、個別相談会など、直接皆さんの意見を聞く機会を設けて取り組んでいる」との現在進行形の答弁があった。その後の個別対応としてどのような方を対象に何軒程度の聞き取りが行われたのか。またどのような相談・意見があったのか

(3) 住民のための「まちづくり」を

上記(1)、(2)の地域の原点にあるのは「まちづくり」だ。人口減少が続くなか今求められているのは住民の生活、福祉を支える「まちづくり」だ。住民の声を優先せず、方向性を決め裏を固め住民に説明をして農地転換・企業進出優先は「稼げるまちづくり」を制度面で支援するものだ。地域住民が主体的に参加する「まちづくり」こそ支援されるべきだ。

ア 食料自給率低下が大きな問題になっている中、市街化調整区域（調整区域）の農用地（青地）区域を区域外（白地）あるいは市街化区域にすることをなぜ進めるのか

イ 調整区域内地区計画適用基本方針（案）概要版に示されている「地域住民が計画の主体となること」は、地区計画に限らずまちづくりを進めるうえで非常に重要な考え方である。(2)は現在まちづくりの検討が進められていると思うが、「地域住民が主体的に参加する」状況にあるか

ウ 地域住民にとってみれば(1)は突如示され、(2)は法的根拠も示されないまま10年近く続けられてきた。世代交代も進み、考え方、経済情勢も変化している。(1)(2)ともに様々な環境に配慮した「地域住民、地権者の周知と合意形成」となっているか

2 リニア工事による水の補償問題、JR東海と県の補償確認書の締結は何の解決にもならない

静岡工区工事に関する補償確認書内容について

1月24日、静岡県とJR東海はリニア中央新幹線のトンネル掘削工事により大井川流域の水利用に影響が生じた場合、JR東海は、「請求期限及び対象期間について、あらかじめ期限や限度をさだめることはせず、機能回復や費用負担等の補償をすることを約束する下記内容の補償確認書を締結した。この締結式には焼津市からは副市長も出席している。

- ①水利用継続に向けた措置を講じ、対応が困難な場合は費用負担などの補償を行なう
- ②補償の請求期限や対象期間を定めない
- ③因果関係の立証を大井川流域や県に求めず、専門家の見解を得る仕組みを整え速やかに調査を行なう
- ④工事の影響や対策を国土交通省が関与するモニタリング体制で確認、国交省指導の下、対策を講じられるようにする

ア 今回の補償確認書の内容について11月議会で市長は「流域10市町と県知事との意見交換会での県の説明」と答弁をしている。「補償」問題について市長の見解はなかった。この補償確認書締結に関わった焼津市として、これで市民の「命の水」について問題は解決したとの解釈か見解を伺う

イ 昨年8月28日の県知事と大井川流域8市2町の首長との意見交換に関する新聞報道では「基本方針として3点を示し、市町側はおおむね賛同した。」「流域市町からは損害補償に関する要望が出ていた。県は流域の意見を踏まえて基本方針をまとめた。」また、「スケジュールに関しては「交渉事」として期限を示さなかった。」などが掲載されている。1月24日にこのような内容の文書を締結するという情報が、なぜ市民に対して事前に発信されなかったのか

ウ 確認書の前文に「水利用への影響が生じた場合の対応に関わる確認事項」として、「歴史的に河川に水が流れない状況となった経緯があり・・・」として、現在でも降水量が少ない渇水の際には利水者間で調整をしている状況、と記載されている。現在の水が足りていない状況を認めながら、もし「工事で水が少なくなったらまず同じようにやれ」と言いたいように受け取られる確認書の締結で、流域は安心できると市長は考えているのか

エ 内容上記①「措置を講じ、対応が困難な場合は費用負担などの補償を行なう」の損害への「措置」は水を戻すことだ。また「対応が困難な場合の費用負担などの補償」とあるが誰が何を行う費用か。対応が困難、つまり水が戻せない場合はどうするのか、金銭で補償できるのか

オ 内容上記③「立証を専門家の見解を得て」とある。リニア中央新幹線事業自体が「国交省の指導の下で」進んできた経過から、専門家を選定するのは国交省と読める。国交省が選定した専門家の立場が中立と言えるか

カ 内容上記④「国土交通省が関与するモニタリング体制」とはどのような体制でどの地域をどのように行うかは確認されているか

3 四之宮慎一 議員（質問方式 一問一答）

答弁を求めるもの 市長

1 介護人材の確保と地域の見守りについて

高齢化の進行と介護人材不足を踏まえ、本市の介護体制の維持及び地域での見守りの在り方について、市の考えを伺う。

(1) 介護人材不足の現状認識及びそれに伴う影響について

ア 本市における介護人材不足の現状について伺う

イ 介護人材不足が介護サービス提供体制に与える影響について伺う

(2) 介護人材の確保及び育成に向けた具体策及び支援策について

介護人材の確保及び育成に関して、現在の取組と今後の方向性について伺う

(3) 介護人材の確保における外国人介護人材の受け入れの考え方について

介護人材確保策の中で外国人介護人材をどのように位置付けているか伺う

(4) 高齢者一人暮らし及び高齢者世帯の増加を踏まえた地域での見守りの在り方について

ア 高齢者世帯増加の認識について伺う

イ 地域見守り体制の方向性について伺う

2 季節の変化に伴う熱中症対策への準備と対応について

近年、猛暑の長期化や激しさが増しており、熱中症による健康被害が懸念されている。こうした状況を踏まえ、市の取り組みの現状と今後の方向性について伺う。

(1) 最近の暑さの変化に対する市の考え方について

ア 年々暑さが厳しくなっている状況にあるが、市としてどのように受け止めているか伺う

- イ 熱中症対策をどのような考え方で進めているか伺う
- (2) 子どもや高齢者への対策と情報の伝え方について
 - ア これまで行ってきた主な取り組みとその成果について伺う
 - イ 市民への注意喚起や情報の伝え方の工夫について伺う
 - ウ 現在の取り組みの中で、課題と感じていることは何か伺う
- (3) 暑さをしのぐ場所の整備と今後の取り組みについて
 - ア クーリングシェルターの設置状況について伺う
 - イ 今後さらに強化していく対策の方向性について伺う

3 国民健康保険財政の現状について

国民健康保険を取り巻く環境は、被保険者数の減少や医療費の増加により変化している。持続可能な国民健康保険財政の安定に向け、現状と今後の見通しについて伺う。

- (1) 市国民健康保険事業基金の推移及び今後の見通しについて
 - ア 市国民健康保険事業基金のこれまでの残高推移について伺う
 - イ 令和8年度当初予算を前提とした場合の基金残高見込みについて伺う
- (2) 基金残高減少の要因について
 - 近年の基金残高減少の主な要因について伺う
- (3) 基金残高減少が国民健康保険財政に与える影響について
 - 基金残高の減少が今後の国民健康保険財政運営に与える影響について伺う
- (4) 県内国民健康保険料（税）水準の統一について
 - 静岡県が進める県内の国民健康保険料（税）水準の統一の予定及び今後の見通しについて伺う

4 メディア活用による効果的な情報発信について

本市では、公式LINEの登録者数が全国トップクラスとなるなど、情報発信の取り組みが進んでいる。また、シティープロモーションにも予算が計上されている。こうした状況を踏まえ、本市のメディア活用の現状と今後の情報発信の方向性について伺う。

- (1) 市の情報発信体制について
 - ア 現在活用している主な媒体は何か
 - イ 各媒体の特性を踏まえた使い分けの考え方を伺う
- (2) 情報発信とシティープロモーションの方向性について
 - ア 情報発信をシティープロモーションの中でどのように行っているか伺う
 - イ 今後の情報発信及びプロモーションの方向性を伺う

4 秋山博子 議員（質問方式 一問一答）

答弁を求めるもの 市長、教育長

HPVワクチン（子宮頸がんワクチン）接種による副反応について十分な注意喚起を
 HPVワクチン（子宮頸がんワクチン）は、子宮頸がんを予防するとして2009年に承認され、2013年4月定期接種となり、小学6年生から高校1年生の女子を対象に接種が呼び

掛けられた。しかし、全国でワクチン接種による重篤な副反応の訴えが多くあったため、2013年6月、国は定期接種後2ヶ月で積極的勧奨を差し控えた。市内でも重篤な副反応被害者があったことから相談体制を整えたとのことであった。

その後、2022年に国は接種の積極的勧奨を再開し、さらに対象年齢を過ぎた16歳から27歳の女子・女性たちを対象にキャッチアップ接種制度もスタートさせた。100人を超える副反応被害者たちが原告として2016年に提訴した裁判が今も続いている中でのことである。

原告の中には接種から10年以上経った今も、体調不良で寝たきりであったり車椅子の生活を余儀なくされていたりする女性たちがいる。また積極的勧奨が再開された後に接種し副反応に苦しんで高校を休学している女子もいる、そういう悲劇が続いているのがHPVワクチンの副反応である。2022年4月に積極的勧奨が再開されてから昨年2025年11月までの3年8ヶ月で、HPVワクチン副反応に対応するとして国が指定した協力医療機関への新規受診患者数は700人を上回っていることを厚生労働省は報告している。

このHPVワクチンがどのようなものであるか、HPV（ヒトパピローマウイルス）がどういものであるのか、ワクチン接種による副反応とは何か、重篤な副反応とはどの程度の症状なのか、治療は確立されているのか、などを多くの人を知る機会は少なく、それらを調べてから接種するかどうかを判断することは大変難しいと思われる。裁判の原告たちは「打つかどうか迷って何箇所かの医者に聞いても副反応はごく稀だからと言われた、もっと調べるべきだった、あの時の自分に戻ったら絶対に打たなかった」と多くの原告や保護者が証言している。

ワクチン接種は自治体の自治事務として行っている以上、ワクチンの有効性ととともに副反応の情報も分かりやすい注意喚起として十分にされるべきではないか、また、子宮頸がん検診の受診率の向上について、以下何点か伺う

(1) ワクチン接種による副反応の注意喚起について

ア 2022年の積極的勧奨以来、市の定期接種者数及びキャッチアップ接種者数の年度ごとの推移を伺う

イ ワクチン接種にかかる財源は国90%・市町が10%負担と承知しているが、2022年、2023年、2024年、2025年、それぞれの年度で接種にかかった費用はどうか

ウ 接種にかかる費用の内訳はどうか（医療機関への委託料、通知などの事務発送費用など）

エ 接種前に不安などの相談はあるか

オ 接種後の体調不良などの相談はあるか

カ ワクチンメーカーが薬剤に添付している文書には、「効能又は効果に関連する注意」として、予防できるHPVの型や、すでに感染している場合には効果がないこと、「重要な基本的注意」や「重大な副反応」として、難病であるギランバレー症候群、免疫性血小板減少症、急性散在性脳脊髄炎、などの自己免疫疾患が明記されている。いずれも頻度不明とされているものの、厚生労働省のリーフレットにはこれら重篤な副反応疑い報告は1万人あたり約5人から7人と記載されており、これは他のワクチンと比べて相当高い頻度である。また、それゆえにこそHPVワクチンの副反応被害にだけ協力医療機関が指定されており、それだけ深刻な被害の可能性があることの証ではないかと考えられる。これらの情報を重要な注意喚起として市のホ

ームページに載せる必要があるのではないか

キ こうしたリスク情報は市の担当窓口が十分把握しているだけでなく、小中学校の養護教諭の方々も児童生徒から相談があったときに対応できるよう、把握しておくことが必要ではないかと考えるが、学校現場での情報共有はどのようにされているか

(2) 子宮頸がんの検診につなげる自己採取HPV検査について

子宮頸がんはがんになる前に検診でがんを予防できるという珍しいがんであることから、今後もいっそうの検診率の向上を目指すことが求められる。HPVワクチンシルガード9の添付文書にも「本剤の接種は定期的な子宮頸がん検診の代わりとなるものではない。本剤接種に加え、子宮頸がん検診の受診やHPVへの暴露、性感染症に対し注意することが重要である」と明記している。また、同じく添付文書には「HPV 6、11、16、18、31、33、45、52、58型以外のHPV感染に起因する子宮頸がん（扁平上皮がんおよび腺がん）、肛門がん（扁平上皮がん）、またはそれらの前駆病変等の予防効果は確認されていない」とあり、市でもワクチン接種のお知らせ通知には、ワクチンを接種しても子宮頸がん検診は必要であることを付記していただいていると受け止めている。

ア 市の子宮頸がん検診受診率はどうか

イ 無料クーポンの利用率はどうか

ウ 2023年6月議会の私の一般質問に対して、受診率についての検証を十分に行い、どういった方策があるか検討をしっかりとしていきたい、とご答弁をいただいている。その後の検証で分かったことは何か

エ 検証を生かして新たに対策したことがあれば、その対策と効果はどうか

オ 同じく2023年の議会質問では、子宮頸がん検診を病院でなく自分で検査できる自己採取HPV検査の導入についても伺っている。当時は考えていないというご答弁であったが、札幌市の先行導入を皮切りに全国で少しずつ広がりを見せている。改めて導入することについて見解を伺う

5 吉田昇一 議員（質問方式 一問一答）

答弁を求めるもの 市長

1 準用河川等の草刈りと治水について

(1) 準用河川等の草刈りについて

都市計画マスタープランの地域のまちづくりの方針において、ボランティアなどの地域住民が主体となった環境美化活動を推進すると記載され、河川の草刈りについては、住民が主体となって環境美化活動を実施している。二級河川については県と町内会等がリバーフレンドシップを結んで草刈りをしているところが多い。

ア 準用河川等の草刈りをしている町内会などに対して支援をしているか伺う

イ 準用河川等の土手や法面の草刈りや川に入っている川藻除去などについて、町内会・自治会から、市で行なってほしいと要望が出される場合、どのように対応しているか伺う

(2) 準用河川等の治水について

近年の気候変動の影響による台風等の大雨時において、市が管理する河川や水路から水が溢れ、浸水被害が発生している。

ア 浸水被害が発生している地区について、治水対策をどのように進めているか伺う

イ 水田で施設栽培を計画している農業法人の新規参入が見受けられる。農業従事者の減少と高齢化が進行している中、新たな担い手の確保として農業法人の誘致は必要だと認識している。一方で水田にビニールハウスを設置することによる治水の変化に関心を持つ市民もいると思うが、水田にビニールハウスを設置する場合の規制や指導はどのようになっているのか伺う

2 公園等の管理と大井川河口野鳥園について

(1) 公園等の管理について

本市のホームページにおける都市公園の紹介では、運動公園として焼津市大井川河川敷運動公園、総合公園として石津浜公園、地区公園として石津西公園・大覚寺公園・大井川防災広場の3か所、近隣公園として清見田公園など10ヵ所、街区公園として石脇公園など117ヵ所、都市緑地として栃山川自然生態観察公園などが記載されており、「都市公園の内、焼津市大井川河川敷運動公園、潮風グリーンウォーク、大井川防災広場を除く箇所について、指定管理者制度により公園内の施設・樹木管理などを行っている」と記載されている。

ア 焼津市大井川河川敷運動公園、潮風グリーンウォーク、大井川防災広場は、どのように管理しているか伺う

イ 公園としてはホームページに記載がない笛吹段公園はどのような位置付けでどのような管理がされているか伺う

ウ 「親水公園ふいしゅーな」は県の施設と認識しているが、本市に管理を委託されているか伺う

(2) 大井川河口野鳥園の新たな展開と地域づくりについて

県の施設で、無償貸付となっていた大井川河口野鳥園が、令和7年3月に県から無償譲渡された、市は老朽化もあり野鳥園を廃園の方針としている。

議員に対して、商工観光課からの情報提供やパブリックコメントの廃止理由に、施設の老朽化も進み、ゴミの不法投棄や野良猫の増加等の問題、不審者出没で風紀の悪化が挙げられている。

ア 開園から約40年経過した大井川河口野鳥園だが、このように老朽化等により一つの節目を迎えている。大井川河口野鳥園の管理について、市民の皆様にわかりやすく、市としてこれまでどのようにこの野鳥園を守ってきたか、今回の方針に至った背景を伺う

イ 近隣の自治会・町内会の方々と対話されてきたと思うが、パブリックコメントではどのような意見があり、それを今後の地域づくりにどのように活かしていくか伺う

ウ このエリアは平成26年11月に「みなとオアシスおおいがわ」として登録され、地域の活性化の拠点として期待されてきている。大井川河口野鳥園もこれの主な構成施設の一つとなっている、今回の見直しは、「みなとオアシス」として登録上の問題はないか。また、港湾計画との整合性の観点から、今後、大井川港の魅力向上について、

どのように考えているのか、前向きな展望を伺う

3 農地への企業誘致と地域経済の活性化について

「地域未来投資促進法」に基づく企業誘致について

本市が令和6年9月に国の同意を得、令和7年9月を含め変更計画の同意を得た「基本計画」は、全域を促進区域とする意欲的な内容であり、市長の地域経済活性化に対する強い意志を感じます。計画期間が令和11年度末までとなっている。そして規制の特例措置などの支援を受けることが可能となっている。

ア 重点促進区域選定による企業誘致の展望について

地域の特性活用・高付加価値創出・経済効果により、相川・西島地区など10カ所を「重点促進区域」に指定したことは、企業に対し本市の本気度を示す強力なメッセージとなっている。この選定プロセスを経て、地域経済を牽引する企業の誘致をどう進めていくのか、市長のビジョンを伺う

イ 産業振興と農業振興の「高度な両立（シナジー）」について

重点促進区域のほとんどが市街化調整区域でかなりの農用地が含まれている。農地は一義的には農地として利用されるべきですが、都市計画マスタープランや産業立地ビジョンにおいて、適地において新たな土地利用を図ることも掲げられている。産業振興と農業振興を共に図っていくという考えの中で、時代に合わせた「最適な土地利用」が、次世代への責任だと考える。単なる農業振興と産業振興の棲み分けではなく、その中で、農業振興への取り組みも加速させるなど、産業と農業を共に発展させていくことをどう描いているのか伺う

ウ 関係部局との強固な連携体制について

「土地利用を予定するエリア」内に多くの農地が含まれている。土地利用調整にあたり、農政部局や農業委員会とも既に緊密な協議を重ね、全庁一丸となって取り組まれていると確信している。スピード感のある企業誘致を実現するため、現在どのような協力体制を構築し、万全を期しているのか伺う

エ 更なる投資を呼び込むための新たな重点促進区域の追加について

現在指定されている10カ所の重点促進区域以外のエリアに対しても、本市のポテンシャルに注目する事業者は多いはず。企業の進出意欲や市場のニーズを逃さず、迅速に対応するために、今後も更なる投資を呼び込むため、柔軟に新たな重点促進区域を追加設定していくなど、攻めの姿勢で取り組む考えがあるか伺う

6 井出哲哉 議員（質問方式 一問一答）

答弁を求めるもの 市長

1 人口減少対策における住宅施策について

焼津市では、地方創生の実現に向けて、雇用、子育て、地域づくり、移住・定住・交流を基本目標に掲げ、取り組んでいるところであり、人口減少対策として移住定住の促進が重要であることから、今年の9月議会において、人口増加に向けたさらなる住宅施策について質問したところである。

それに対し、市街化調整区域も含め市全域で、自然環境や営農環境の保全に配慮しつつ、地域コミュニティの維持・発展を見据えた住宅用地の確保策について、現在検討を進めているとの答弁であった。

進捗及びその後の展開について伺う。

(1) 検討している住宅施策の考え方について

どのような考え方で住宅施策の検討を進めているのか伺う

(2) 住宅施策の具体的な内容について

どのようにして住宅用地を確保していくのか具体的な内容について伺う

2 観光施策について

市では、観光産業はインバウンド需要等により今後も成長が見込まれる分野であること、観光分野での本市の発展や認知度向上は、水産物のさらなるブランド力向上など、本市全体での相乗効果が期待できることから、水産業に次ぐ基幹産業として、戦略的に育成することが重要とし、統一したビジョンのもと、地域一帯で観光産業の発展に取り組むため、従来の「焼津市観光ビジョン」に代わるものとして、昨年度「焼津市観光戦略」を策定した。

また、最近では、NHK連続テレビ小説「ばけばけ」による影響で市内へ訪れる人が増えている。

そこで、観光における取り組み及び展開について伺う。

(1) 歴史文化をふまえた観光施策について

ア 小泉八雲にまつわる魅力の発信

イ その他歴史文化資源を活用した観光振興の取組

(2) 食文化による観光施策について

ア 食文化を観光につなげる目的と食文化の催しの実績及び効果

イ 具体的なターゲット層と地元事業者の考え方

ウ 催し等、食文化を伝える今後の展開

(3) クルーズ船寄港について

ア 受け入れ体制の進捗状況

イ 観光コンテンツの内容

ウ ル・ジャックカルティエ寄港以降のクルーズ船寄港に向けての取組

3 外国につながる住民との地域共生について

グローバル化の進展により、国際的な人の移動が活発化している。我が国でも、少子高齢化が進む中で、外国人労働者の受け入れが促進される方向にあり、多文化共生の必要性が高まっている。本市においても、主たる産業をはじめとし、大きな力となっており、多文化共生の地域づくりを強く進めていかなければいけないと考える。

外国につながる住民との地域共生について伺う。

(1) 生活情報支援について

ア 生活支援及び相談体制

イ 教育・医療・防災分野における情報発信

(2) 日本人住民と外国人住民間の地域問題について

生活習慣の違いから、トラブルや小さな摩擦が生じることがあると思われるが、把握していることはあるか

(3) 今後の交流・共生施策について

外国人住民との交流・共生施策の方向性及び進め方を伺う